

東京外国語大学学部学生の留学に関する規程

〔平成 15 年 4 月 1 日〕
制 定

改正 平成 16 年 3 月 18 日規則第 12 号
平成 20 年 3 月 12 日規則第 19 号
平成 21 年 5 月 13 日規則第 132 号
平成 24 年 3 月 27 日規則第 18 号
平成 26 年 3 月 25 日規則第 25 号
平成 29 年 2 月 7 日言語文化学部規則第 1 号
平成 29 年 2 月 7 日国際社会学部規則第 1 号
平成 31 年 3 月 19 日規則第 47 号
令和 5 年 12 月 19 日規則第 103 号
令和 6 年 3 月 26 日規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（以下「学則」という。）第 25 条第 2 項、第 29 条及び第 33 条の規定に基づき、本学言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部在籍する学生（以下「学部学生」という。）が、外国の大学等（大学間交流協定締結大学及び大学相当のレベルを有する高等教育機関を含む。以下同じ。）に留学する場合に必要な事項を定める。

(留学の定義)

第 2 条 この規程において留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 派遣留学 第 2 年次以上の学部学生が、学則第 33 条及び国立大学法人東京外国語大学派遣学生規程に基づき、本学が大学間交流協定を締結した外国の大学等に派遣されるもの
- (2) ダブル・ディグリー・プログラムによる留学 第 2 年次以上の学部学生が、学則第 33 条及び国立大学法人東京外国語大学派遣学生規程に基づき、本学がダブル・ディグリー・プログラム実施に関する協定を締結した外国の大学等に派遣されるもの
- (3) 休学留学 第 3 年次以上の学部学生が、学則第 29 条の規定に基づき本学を休学し、外国の大学等において修学を目的として留学し、外国の大学等で修得した単位を本学の単位として認定（以下「単位認定」という。）を希望するもの

(派遣留学及びダブル・ディグリー・プログラムによる留学の手続き)

第 3 条 前条第 1 号に規定する派遣留学を希望する者は、別に定める「留学願」を指定する期日までに留学生課へ提出するものとする。

2 前条第 2 号に規定するダブル・ディグリー・プログラムによる留学を希望する者は、別に定める「留学願」を指定する期日までに教務課に提出するものとする。

(休学留学の手続き)

第 4 条 第 2 条第 3 号に規定する休学留学を希望する者は、学則第 29 条に規定する休学に関する手続きに加えて、別に定める「休学留学申請書」に必要な書類を添えて、指定

する期日までに教務課へ提出するものとする。

- 2 前項に規定する「休学留学申請書」が指定する期日までに提出されないときは、第2条第3号に規定する休学留学として扱わないものとし、第7条第1項に規定する単位認定の申請を認めないものとする。

(休学留学の対象大学等)

第5条 第2条第3号に規定する外国の大学等は、学位授与権を有する外国の大学又はこれに相当する外国の高等教育機関とし、本学が教育上有益と認めた場合に限り、休学留学の対象とする。

(留学終了の届出)

第6条 第2条第1号に規定する派遣留学を終了した学生は、帰国後速やかに別に定める「留学終了届」を留学生課に提出するものとする。

(単位の認定)

第7条 学則第25条第2項の規定に基づき、第2条第1号及び第3号に規定する留学を終了した学生は、単位認定を申請することができる。その場合、指定する期日までに別に定める「単位認定申請書」に必要書類を添えて教務課に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により単位認定の申請があった場合は、申請を行った学生の所属する学部の教授会の議を経て本学の授業科目として単位を認定する。
- 3 前項の規定により本学の授業科目として認定を受けた単位は、卒業所要単位数に算入することができる

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者及び同年4月1日以降に外国語学部に入学者については、本規程を準用するものとする。ただし、第2条第1号の規定に基づき留学できる者は、3年次以上の者とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。